

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会社名 エーザイ株式会社
代表者名 代表執行役社長 内藤 晴夫
(コード番号 4523 東証・大証各第1部)
問合せ先
執行役 コーポレートアフェアーズ担当
佐々木 小夜子
(TEL 03-3817-5120)

定款の一部変更に関するお知らせ

エーザイ株式会社(本社:東京都、社長:内藤晴夫)は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 101 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

1) 単元未満株式の買増請求制度を導入するための変更

1 単元に満たない株式(単元未満株式)を単元株にするための制度として、これまでの買取請求制度に加えて買増請求制度を導入することで、株主様への選択肢を増やし、便宜をはかるためのものであります。

2) 取締役会で執行役の役職名・呼称を定められるようにするための変更

当社の事業活動におけるさらなるグローバル化の進展、および経営環境の変化に柔軟に対応し、取締役会で機動的に執行役の役職名・呼称を定められるようにするためのものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第10条 ～ (現行どおり) 第35条</p> <p>(社長)</p> <p>第36条 取締役会の決議によって、<u>代表執行役の中から社長1名を定める。</u></p> <p>第37条 ～ (現行どおり) 第41条</p>	<p><u>3.次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。</u></p> <p>第11条 ～ (現行どおり) 第36条</p> <p>(役付執行役)</p> <p>第37条 取締役会の決議によって、<u>執行役の中から役付執行役を定めることができる。</u></p> <p>第38条 ～ (現行どおり) 第42条</p>

3. 日程

株主総会予定日 平成25年6月21日(予定)

効力発生日 平成25年6月21日(予定)

以上